

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2012-500072
(P2012-500072A)

(43) 公表日 平成24年1月5日(2012.1.5)

(51) Int.Cl. F 1 テーマコード (参考)
A 4 7 B 88/04 (2006.01) A 4 7 B 88/04 Z 3 B 0 6 0

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 31 頁)

(21) 出願番号 特願2011-523371 (P2011-523371)
(86) (22) 出願日 平成21年7月20日 (2009. 7. 20)
(85) 翻訳文提出日 平成23年3月17日 (2011. 3. 17)
(86) 国際出願番号 PCT/EP2009/059313
(87) 国際公開番号 W02010/020496
(87) 国際公開日 平成22年2月25日 (2010. 2. 25)
(31) 優先権主張番号 202008011114.5
(32) 優先日 平成20年8月21日 (2008. 8. 21)
(33) 優先権主張国 ドイツ (DE)

(71) 出願人 504467554
ポール ヘティッヒ ゲーエムベーハー
ウント ツェーオー. カーゲー
ドイツ, 3 2 2 7 8 キルヒレンゲルン
ファーレンカンブシュトゥラーセ 1 2
- 1 6
(74) 代理人 100107456
弁理士 池田 成人
(74) 代理人 100148596
弁理士 山口 和弘
(74) 代理人 100123995
弁理士 野田 雅一
(72) 発明者 クラウス, シュテファン
ドイツ, 3 2 2 5 7 ビュンデ, ヘン
グストホルスト 1 6

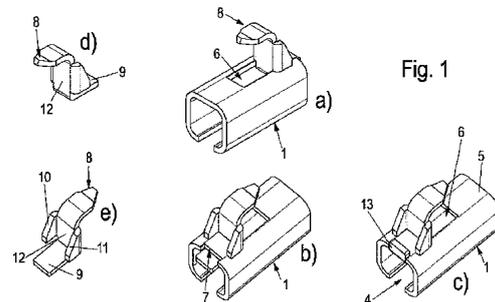
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 キャッチフックを備える引き出しのための引き出しガイド

(57) 【要約】

スライドレール(1)を備える引き出しのための引き出しガイドであって、引き出しをスライドレール(1)に固定するためにキャッチフック(3)がスライドレール上に配置される引き出しガイドが開示される。キャッチフック(3)は、移動しないようにスライドレール(1)に取り付けられる別個の要素として形成される。キャッチフックおよびスライドレールは異なる材料から形成される。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

スライドレール(1)を有する引き出しのための引き出しガイドであって、前記引き出しを前記スライドレール(1)に固定するために前記スライドレール上にキャッチフック(3)が配置され、前記キャッチフック(3)が、前記スライドレール(1)上で移動しないように固定される別個の要素として形成される、引き出しガイドにおいて、

前記キャッチフックが前記スライドレールとは異なる材料からなることを特徴とする、引き出しガイド。

【請求項 2】

前記キャッチフックが前記スライドレール(1)よりも材料が厚いことを特徴とする、請求項 1 に記載のまたは請求項 1 の前文に記載の引き出しガイド。

10

【請求項 3】

前記キャッチフックが前記スライドレール(1)よりも硬質な材料からなることを特徴とする、請求項 1 または 2 に記載の引き出しガイド。

【請求項 4】

スライドレール(1)を有する引き出しのための引き出しガイドであって、前記引き出しを前記スライドレール(1)に固定するためにスライドレール上にキャッチフック(3)が配置される、引き出しガイドにおいて、または、

請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の引き出しガイドにおいて、

弾性的に圧縮可能な要素またはスプリング要素(28、31、34)が前記キャッチフック(3)と前記スライドレール(1)との間に設けられることを特徴とする、引き出しガイド。

20

【請求項 5】

前記スプリング要素(28、31、34)が調整可能になっていることを特徴とする、請求項 4 に記載の引き出しガイド。

【請求項 6】

前記スプリング要素(28、31、34)が調整できるように前記キャッチフック(3)に支持されることを特徴とする、請求項 5 に記載の引き出しガイド。

【請求項 7】

前記スプリング要素が、前記キャッチフック(3)のネジ部(35)に螺合される調整可能なナット(36)に支持されることを特徴とする、請求項 6 に記載の引き出しガイド。

30

【請求項 8】

前記スプリング要素(28、31、34)がワイヤスプリング、コイルスプリング、または、リーフスプリング要素として設けられることを特徴とする、請求項 7 に記載の引き出しガイド。

【請求項 9】

前記スライドレールとは別個に形成される前記キャッチフック(3)が、自由端部を有する脚部(9)を使用して前記スライドレール(1)の窓状開口(6)を貫通することを特徴とする、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の引き出しガイド。

40

【請求項 10】

前記スライドレール(1)の前記開口(6)を貫通する前記脚部(9)の前記自由端部(13)が屈曲によって前記スライドレール(1)に固定されることを特徴とする、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の引き出しガイド。

【請求項 11】

前記スライドレール(1)の前記開口(6)を貫通する前記脚部の前記自由端部がスタンピングによって前記スライドレール(1)に固定されることを特徴とする、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の引き出しガイド。

【請求項 12】

前記キャッチフック(3)がシートメタルから Z 形状に曲げられることを特徴とする、

50

請求項 1 ~ 1 1 のいずれか一項に記載の引き出しガイド。

【請求項 1 3】

前記キャッチフック (3) がシートメタルから Z 形状に切り出されることを特徴とする、請求項 1 ~ 1 2 のいずれか一項に記載の引き出しガイド。

【請求項 1 4】

シートメタルから Z 形状に切り出される前記キャッチフック (3) のシートメタル平面が、前記スライドレール (1) の主延在方向に対して少なくとも部分的にまたは完全に垂直に方向付けられることを特徴とする、請求項 1 ~ 1 3 のいずれか一項に記載の引き出しガイド。

【請求項 1 5】

シートメタルから Z 形状に切り出される前記キャッチフック (3) の前記シートメタル平面が、前記スライドレール (1) の主延在方向に対して少なくとも部分的にまたは完全に平行に方向付けられることを特徴とする、請求項 1 ~ 1 4 のいずれか一項に記載の引き出しガイド。

【請求項 1 6】

前記キャッチフック (3) が、安定性を高めるよう谷形状へと少なくとも部分的に曲げられることを特徴とする、請求項 1 ~ 1 5 のいずれか一項に記載の引き出しガイド。

【請求項 1 7】

前記キャッチフック (3) が接合処理によって前記スライドレールに固定されることを特徴とする、請求項 1 ~ 1 6 のいずれか一項に記載の引き出しガイド。

【請求項 1 8】

前記キャッチフック (3) がクリンチング処理によって前記スライドレールに固定されることを特徴とする、請求項 1 ~ 1 7 のいずれか一項に記載の引き出しガイド。

【請求項 1 9】

前記キャッチフック (3) が回転動作、特にパヨネットロックによって前記スライドレールに固定されることを特徴とする、請求項 1 ~ 1 8 のいずれか一項に記載のまたは請求項 1 の前文に記載の引き出しガイド。

【請求項 2 0】

前記キャッチフック (3) が溶接処理によって前記スライドレールに固定されることを特徴とする、請求項 1 ~ 1 9 のいずれか一項に記載の引き出しガイド。

【請求項 2 1】

スライドレール (1) を有する引き出しのための引き出しガイドであって、前記引き出しを前記スライドレール (1) に固定するためのキャッチフック (3) が前記スライドレール上に配置される引き出しガイドにおいて、特に請求項 1 ~ 2 0 のいずれか一項に記載の引き出しガイドにおいて、

前記キャッチフック (3) を前記スライドレール (1) に対して支持するための少なくとも 1 つの安定化要素および / または少なくとも 1 つの支持要素が前記キャッチフックに割り当てられることを特徴とする、引き出しガイド。

【請求項 2 2】

前記支持要素が、前記キャッチフック (3) の 1 つの脚部 (1 2) に隣接する少なくとも 1 つの支持脚部 (1 0、1 1、3 8、3 9) として設けられ、この支持脚部を前記スライドレール (1) に対して支持する位置で前記脚部に対して曲げられることを特徴とする、請求項 2 1 に記載の引き出しガイド。

【請求項 2 3】

前記スライドレールに対して垂直に延びる前記キャッチフックの脚部 (1 2) に 2 つの支持脚部が設けられることを特徴とする、請求項 2 2 に記載の引き出しガイド。

【請求項 2 4】

前記支持脚部 (1 0、1 1、3 8、3 9) が前記キャッチフック (3) のフック領域 (8) から離れて面する方向に曲げられることを特徴とする、請求項 2 1 または 2 2 に記載の引き出しガイド。

10

20

30

40

50

【請求項 25】

前記キャッチフックおよび前記支持要素が一体に形成されることを特徴とする、請求項 21～24 のいずれか一項に記載の引き出しガイド。

【請求項 26】

前記キャッチフック(3)および前記支持要素が前記スライドレールと一体に形成されることを特徴とする、請求項 25 に記載の引き出しガイド。

【請求項 27】

前記キャッチフック(3)および前記支持要素が前記スライドレールとは別個に形成されることを特徴とする、請求項 21～26 のいずれか一項に記載の引き出しガイド。

【請求項 28】

前記安定化要素が、エンボス加工された外形部(40、41、42、43)として設けられることを特徴とする、請求項 21 に記載の引き出しガイド。

【請求項 29】

前記エンボス加工された外形部が、前記スライドレール(1)上に配置される前記キャッチフック(3)のベースから前記キャッチフック(3)の自由端(8)の領域へ至るまで延びることを特徴とする、請求項 22 に記載の引き出しガイド。

【請求項 30】

スライドレール(1)を有する引き出しのための引き出しガイドであって、前記引き出しを前記スライドレール(1)に固定するためのキャッチフック(3)が前記スライドレール上に配置され、前記キャッチフック(3)が、前記スライドレール(1)上で移動しないように固定される別個の要素として形成される、引き出しガイドにおいて、または、請求項 1～29 のいずれか一項に記載の引き出しガイドにおいて、

前記別個のキャッチフックを固定するために、前記スライドレールの主延在方向(X)で互いにオフセットする複数の手段、特に窓が、前記スライドレール(1)に設けられることを特徴とする、引き出しガイド。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、請求項 1 の前文に係るスライドレールを有する引き出しのための引き出しガイドに関する。

【背景技術】**【0002】**

キャッチフックをスライドレールの材料から曲げることは独国特許第 8431055 号から知られている。特に、高重量の非常に幅のある引き出しの場合、キャッチフックが座屈する可能性があるという問題が起こる。

【0003】

この種に係る欧州特許第 1147725 号は、スライドレールとは別個に形成され且つ引き出しのフロントパネルの傾きを調整するためにその高さを調整できるように配置される要素としてキャッチフックを形成することも開示する。この公報に開示されるキャッチフックは、非常に重い引き出しを固定するために限られた安定性しかもたない。

【0004】

また、実際に引き出しの寸法に適合されない小さい引き出し用のスライドレールも使用するために引き出し後壁とキャッチフックとの間にスペーサ部品を取り付けることが独国特許出願公開第 3641325 号から知られている。しかしながら、このスペーサ部品は、引き出し/引き出しガイドの部組のランニング製造内で公差を補償することができない。

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

上記背景に鑑みて、本発明の第 1 の目的は、簡単な構造的手段を使用して特に安定した

10

20

30

40

50

キャッチフックの構成を実現することである。

【0006】

また、構造的な解決策は、スライドレールのキャッチフックと引き出しとの間の公差に関連する遊びを補償することができるという課題に対して与えられるようになっている。

【0007】

本発明は、2つの前述した問題をそれぞれ初めて簡単な構造的な手段で改善するという目的を有する。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明は、請求項1の主題によって最初に述べた目的を達成する。目的の別の達成が請求項21に特定される。

【0009】

また、本発明は、2番目に述べた目的を達成する請求項4の主題を提供する。

【0010】

請求項1の主題によれば、キャッチフックをスライドレールとは機能的に異なって、特に、より安定して、形成することができる。したがって、キャッチフックを特にスライドレールよりも硬質な材料からおよび/または厚い材料から製造でき、これらのそれぞれにより、構造の強度を簡単な方法で高めることができる。これらの2つの手段の効果を互いに組み合わせて特に有利な構造を達成することが特に好ましい。

【0011】

キャッチフックを非常に様々な方法でスライドレールに固定することが考えられる。また、キャッチフックに関してはスライドレールの長手方向で任意の位置が考えられる。この場合、図20は、別個のキャッチフックを固定するためにスライドレールの主延在方向(X)で互いにオフセットする複数の手段、特に窓が設けられるスライドレール(1)を示しており、それにより、同じスライドレールを使用して、様々な深さおよび/または長さの引き出しを最も簡単な方法で固定することができる。これは、例えば、全体の延在部が深い家具部品において家具部品の深さの一部のみにわたって延びる引き出しを設けるために望ましい。この変形例は、1つの発明自体として別個に考慮されるべきであり、他の開示された発明の改良版としても考慮されるべきである。

【0012】

キャッチフックをスライドレールの窓状の開口へと曲げて、対応する突起を屈曲することによりキャッチフックをクランプおよび/またはスタンピング(stamping)する固定は特に簡単であり確実でもある。

【0013】

スライドレールの窓に対する圧縮固定を実施することが特に好ましい。なぜなら、これが費用効率の高い取り付けであり、材料が熱くならず、それにより、取り付け中にスライドレールが一般に座屈しまたは歪まないという前述した利点を更に与えるからである。

【0014】

あるいはまたは場合により、ネジ/ナットの組み合わせなどの他の締結装置を使用して、クリンチング、リベットを使用して、または、接着、溶接、もしくは、半田付け処理を使用して、キャッチフックをスライドレールに固定することもできる。

【0015】

安定性が永久に確保されるように、錆びないスチールなどの錆びない材料からキャッチフックを製造することが特に考えられる。

【0016】

スライドレールと引き出しまたは引き出し後壁との間の過度な遊びを避けるため、請求項4によれば、引き出し後壁をキャッチフックに対して弾性的に支持する少なくとも1つのスプリング要素または少なくとも1つの弾性的に圧縮できる要素がキャッチフックに設けられる。

【0017】

10

20

30

40

50

このスプリング要素は本発明の有利な改良版をなす。しかしながら、スプリング要素はそれ自体別個の発明も形成し、例えば、ばたつきまたはノイズを伴う走行をもたらす、引き出しとスライドレールとの間の過度な遊びの問題は、この固定要素を用いて解決される。

【 0 0 1 8 】

本発明の特に有利な変形例によれば、キャッチフックを強固にするために、支持リブまたは支持脚部などの安定化要素および/または支持要素をキャッチフックに設けることが更に有益である。この変形例も、一方では本発明の有利な改良版を形成するが、他方ではそれ自体別個の発明として考慮することもできる。

【 0 0 1 9 】

以下、典型的な実施形態に基づく図面を参照して、本発明を更に詳しく説明する。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 2 0 】

【 図 1 】キャッチフックを有するスライドレールの様々な斜視図およびキャッチフックの斜視図を示している。

【 図 2 】第 1 の別の実施形態の図 1 に類似する図を示している。

【 図 3 】第 2 の別の実施形態の図 1 および図 2 に類似する図を示している。

【 図 4 】第 3 の別の実施形態の図 1 ~ 図 3 に類似する図を示している。

【 図 5 】キャッチフックの取り付け前後における本発明の第 4 の実施形態の様々な斜視図を示している。

【 図 6 】キャッチフックの取り付け前後における本発明の更なる別の構造を示している。

【 図 7 】キャッチフックの取り付け前後における本発明の更なる別の構造を示している。

【 図 8 】キャッチフックの取り付け前後における本発明の更なる別の構造を示している。

【 図 9 】キャッチフックの取り付け前後における本発明の更なる別の構造を示している。

【 図 1 0 】スライドレールに対する取り付け前後におけるスプリング要素を有するキャッチフックを示している。

【 図 1 1 】スライドレールに対する取り付け前後におけるスプリング要素を有する更なるキャッチフックを示している。

【 図 1 2 】(a) は引き出しに対する取り付け位置での図 1 0 からの形態を示している。

(b) は引き出しに対する取り付け位置での図 1 1 からの形態を示している。

【 図 1 3 】スライドレールに対する取り付け前後におけるスプリング要素を有する第 3 のキャッチフックを示している。

【 図 1 4 】スライドレールに対する取り付け前後におけるスプリング要素を有する図 1 3 の変形例を改良するキャッチフックの更なる典型的な実施形態を示している。

【 図 1 5 】(a) は引き出しに対する取り付け状態での図 1 3 および図 1 4 のそれぞれの典型的な実施形態を示している。(b) は引き出しに対する取り付け状態での図 1 3 および図 1 4 のそれぞれの典型的な実施形態を示している。

【 図 1 6 】本発明の更なる典型的な実施形態に係る支持要素を備えるキャッチフックを示している。

【 図 1 7 】本発明の更なる典型的な実施形態に係る支持要素を備えるキャッチフックを示している。

【 図 1 8 】本発明の更なる典型的な実施形態に係る支持要素を備えるキャッチフックを示している。

【 図 1 9 】本発明の更なる典型的な実施形態に係る支持要素を備えるキャッチフックを示している。

【 図 2 0 】スライドレールに対するキャッチフックの取り付けの更なる変形例を示している。

【 図 2 1 】本発明の更なる典型的な実施形態に係るスタンピング加工部を備えるキャッチフックを示している。

【 発明を実施するための形態 】

10

20

30

40

50

【 0 0 2 1 】

図 1 は、引き出し 2（これに関しては、他の典型的な実施形態に関連する図 1 5 を参照）のための好ましくは伸縮式の引き出しガイド（それ以外にはここに示されない）のスライドレール 1 を示しており、引き出し 2 は、それ自体任意の望ましい方法で設けることができ、一般的に、家具本体に固定されるべき少なくとも 1 つの家具本体レールと、引き出しに固定されるべき図 1 のスライドレール 1 と、家具本体レールとスライドレール 1 との間の少なくとも 1 つのベアリング、特にローラベアリング（同様にここには示されない）とを有する。引き出しガイドは、場合により、中間レールなどの更なる要素を有することができる。

【 0 0 2 2 】

引き出し 2 をスライドレール 1 に固定するため、キャッチフック 3 がスライドレール 1 上に配置されまたは形成される。

【 0 0 2 3 】

図 1 によれば、キャッチフック 3 は、スライドレール 1 に固定されるスライドレール 1 とは別個の要素として設けられる。これは、キャッチフック 3 に関して残りのスライドレール 1 におけるよりも安定した構造を選択できるという特別な利点を与える。

【 0 0 2 4 】

したがって、キャッチフック 3 の安定性を高めるために、スライドレール 1 とは異なる材料から、特にスライドレール 1 よりも硬質な材料からキャッチフック 3 を製造することが考えられる。

【 0 0 2 5 】

あるいはまたは場合により、キャッチフックに対して高い強度を与えるために、スライドレールよりも厚い材料からキャッチフック 3 を製造することが考えられる。しかしながら、キャッチフック 3 には、キャッチフックをスライドレール 1 に対して支持するリブおよび/または支持要素などの補強要素を設けることもできる。

【 0 0 2 6 】

スライドレール 1 は、図 1 にしたがって閉じられた外周を有さず且つ長手方向スロット 4 を残した略長方形断面を有するレール形状へと曲げられるシートメタルストリップから製造される中空形状として設けられる。スライドレール 1 は、それを引き出しに配置できるように、長手方向スロット 4 から離れて面するその接触側 5 で平坦化されるように設けられる。

【 0 0 2 7 】

窓状の開口 6 が接触側 5 に形成され、開口は、キャッチフック 3 をスライドレール 1 に固定するために使用されて形成される。

【 0 0 2 8 】

開口 6 は、スライドレール 1 の一方の自由端の近傍に形成される。開口 6 に加えて、ここには、開口 6 に隣接してスライドレール 1 の自由端に形成されて接触側 5 へと延びる随意的な凹部 7 が設けられる。

【 0 0 2 9 】

キャッチフック 1 は、開口 6 内に挿入できるとともに、長手方向スロット 4 から離れて面するスライドレールの側から、引き出しをスライドレール 1 に取り付け固定するために引き出しの対応する開口に係合させる目的で形成されるここでは略長方形 / L 形状フック領域 8 として突出するように、開口 6 内に固定されまたは押し込まれることができる。

【 0 0 3 0 】

これは、好ましくはシートメタルストリップから曲げられるキャッチフック 3 が Z 形状、階段形状を有するという点において図 1 にしたがって実施され、キャッチフック 3 の脚部 9 は取り付け状態で開口 6 内に係合し、また、脚部 9 の自由端部 1 3 は凹部 7 の内側から外側へと曲げ返される。

【 0 0 3 1 】

また、キャッチフック 3 は、図 1 にしたがってその中間脚部 1 2 の領域に側方支持脚部

10

20

30

40

50

10、11を有しており、これらの側方支持脚部は、フック領域8から離れて面する方向に曲げられて、取り付け状態において接触側5に外部で支持される。

【0032】

キャッチフック3は、支持脚部10、11と凹部7に係合する屈曲自由端部13を有する脚部9との相互作用によって簡単な方法で固定されることにより、それがスライドレール1上で移動してねじれないようにブロックされる。

【0033】

フック領域8の自由端は、引き出しを押し進めるのを容易にするため、僅かに先細るように容易に設けることができる。

【0034】

キャッチフック3がスチール材料から製造される場合、キャッチフックは、特に高い安定性を有し、したがって、極めて重い引き出しを固定して特にそれらをスライドレール1から持ち上げられないように固定するために簡単な方法で固定される。

【0035】

図2の典型的な実施形態は、図1の典型的な実施形態に幅広く対応する。

【0036】

支持脚部が傾斜して設けられる図1の場合と同様に、図2の典型的な実施形態の支持脚部10、11はそれらの傾斜端部がウェブ状突起14、15になっており、これらのウェブ状突起は、スライドレール1の接触側5でスライドレールの外側に取り付く際に、凹部の領域でスライドレールの自由端を超えて突出し、凹部7内へと下方に曲げられる。したがって、ウェブ状突起は、脚部9の屈曲端部13に取って代わる。そのほかの点では、この典型的な実施形態の構造および機能は図1のそれに対応する。

【0037】

図3の典型的な実施形態は、凹部7を内側から外側へと完全に貫通して接触側5の外側で接触側へと曲げ返される少なくとも1つの突起16が屈曲端部13に隣接し、それにより、フック3のより頑丈な固定のための屈曲端部13の固定作用が簡単な方法で再び高められるという点において、図1の典型的な実施形態と異なる。

【0038】

屈曲端部には少なくとも1つ以上の突起16が設けられることが好ましい。突起16は、固定作用を高めてスライドレール1に対してキャッチフック3を固定して最適化するための簡単な構造的手段を与える。

【0039】

図1とは異なり、図3の典型的な実施形態では、支持脚部がフック領域8から離れて面する方向に曲げられず、むしろ、支持脚部10、11が脚部12の平面の延在部内においてスライドレール1上で単に側方支持されるようになっている。

【0040】

しかしながら、図3の典型的な実施形態には、図1または図2の支持脚部と同様の支持脚部を設けることもできる。

【0041】

図1～図3の典型的な実施形態のキャッチフックはそれぞれシートメタルブランクから曲げられるが、図4の典型的な実施形態によれば、キャッチフック3の外形は、その主面がスライドレール1の主延在方向と平行に向けられ図1～図3の場合のようにこの方向と垂直に向けられない適切な厚さのシートメタルから直接にカットされるようになっている。

【0042】

キャッチフック3は、この場合も先と同様に、L形状フック領域8を有するとともに、フック領域8から離れて面するその端部にスロットを有する固定脚部17を備え、固定脚部17は窓状の開口6に係合するように形成される。また、キャッチフック3は、取り付け中に窓状開口6内で案内され、その後、スライドレール1の接触側5の材料がスロット18に係合するまで側方に移動される。

10

20

30

40

50

【 0 0 4 3 】

キャッチフックの自由端 1 9 は、この場合も先と同様に、接触領域 5 の自由端の凹部 7 内へと屈曲され、それにより、図 1 ~ 図 3 の典型的な実施形態と同様にキャッチフック 3 をスライドレールの方向に移動しないように固定する。

【 0 0 4 4 】

図 4 の典型的な実施形態は、曲げに抗する特別な抵抗を与える特に安定したフック領域 8 によって区別される。

【 0 0 4 5 】

スライドレールに対して他の方法でキャッチフック 3 を締結することも考えられる。

【 0 0 4 6 】

図 5 によれば、キャッチフック 3 を締結するためにクリンチ接続部 2 0 を使用することが提案され、クリンチ接続部は、キャッチフック 3 の接触脚部 2 1 を接触側 5 に固定する。このキャッチフック 3 は、接触脚部 2 1 の領域が平らまたは水平に形成される。一方、キャッチフックは、フックの領域に、すなわち、実際のフック領域 8 に、キャッチフック 3 の安定性をこの場合も簡単な方法で高める谷状の外形を有する。

10

【 0 0 4 7 】

図 6 によれば、半田付けまたは溶接処理を使用してスライドレールの接触側 5 にキャッチフックを固定することがなされる。キャッチフック 3 は、先と同様に、ここではフック領域 8 に谷状の外形を有するとともに、接触脚部 2 1 の領域に平坦な形状を有しており、それにより、スライドレールに対して簡単な方法で容易に溶接または半田付けされる。

20

【 0 0 4 8 】

また、図 7 によれば、リベット周縁穴を有する締結リベット 2 3 のタイプを使用して、窓または開口 2 2 を備える接触脚部 2 1 を揺動リベットによりスライドレール 1 の接触側 5 に締結することが行なわれる。図 7 によれば、フック領域 8 も水平の外形を有する。

【 0 0 4 9 】

図 8 から明らかなように、フック形状に曲げられるボルトからキャッチフック 3 を所定の長さにカットすることもでき、スライドレール 1 の接触領域 5 にキャッチフック 3 を溶接することがそれ自体提案される。

【 0 0 5 0 】

図 9 によれば、キャッチフック 3 を溶接によってスライドレール 1 の接触側 5 に固定することが行なわれる。

30

【 0 0 5 1 】

しかしながら、先の図面にもかかわらず、実際のフック領域 8 をシートメタルの材料から直接にカットして、それを図 4 の場合とほぼ同様に、すなわち、主面領域で、スライドレール 1 の主延在方向と平行に方向付けることが同様に行なわれ、接触脚部 2 1 がフック領域から曲げられ、また、谷状の外形 2 4 がフック領域 8 で側方へ向けて曲げられ、それにより、キャッチフック 3 を対応する引き出し外形部分に取り付けることが更に容易となる。

【 0 0 5 2 】

図 1 0 によれば、公差補償スプリング要素をキャッチフック 3 に割り当てることが行なわれる。

40

【 0 0 5 3 】

このスプリング要素は、キャッチフック 3 と引き出し 2 との間に付勢引張力を生み出すために使用される。

【 0 0 5 4 】

図 1 0 によれば、この場合も先と同様に、階段形状に曲げられる別個のキャッチフック 3 が最初にスライドレール 1 に固定される。

【 0 0 5 5 】

キャッチフック 3 は、ワイヤスプリング 2 7 のスプリングワイヤによって巻き付けられる側方ウェブ 2 5、2 6 を有し、ワイヤスプリング 2 7 は弓形領域 2 8 によりスライドレ

50

ール 1 に支持され、また、ワイヤスプリングは、取り付け状態で、図 1 2 の (a) から明らかなように、引き出し 3 に支持されるスプリング脚部 2 9、3 0 も有し、それにより、スライドレールまたはキャッチフック 3 と引き出し 2 の後側との間にスプリング作用によって付勢引張力が生み出される。

【 0 0 5 6 】

ワイヤスプリングの代わりに、このスプリング作用を、他の弾力のある要素または弾性要素によって、例えば、キャッチフック 3 の脚部 1 2 と引き出し 2 の後壁との間で支持される蛇行形状に曲げられるリーフスプリング 3 1 (図 1 1 および図 1 2 の (b) 参照) によって、または、例えば、好ましくはボルトまたはピンから曲げられるキャッチフック 3 のストッパピンもしくはウェブ 3 2 とキャッチフック 3 上のディスク 3 3 との間でスプリング作用を有するコイルスプリング 3 4 (図 1 3) によって生み出すこともできる。コイルスプリング 3 4 はディスク 3 3 を引き出しに対して押し付ける (図 1 5 の (a)) 。

10

【 0 0 5 7 】

一方では、コイルスプリング 3 4 をその端部の一方を使用してウェブ 3 2 に固定すること、または、ボルトもしくはピンから製造されるキャッチフック 3 のその自由フック領域の端部にネジ部を設け、または、図 1 4 のようにそれを、ネジが切られたピンを曲げて刻み付きのナット 3 6 をネジ部 3 5 に螺合し、それにより、コイルスプリング 3 4 のための軸方向に調整可能なストッパを形成することが考えられる (図 4 の (b)) 。ねじりロックを形成するため、刻み付きナットにクランプ部が設けられ、または、クランプ部に非金属挿入体が設けられる。あるいは、固定ナットを完全にプラスチックから製造することもできる。ロック塗料を使用するコーティングまたは P A L ナットとしての実施も考えられる。

20

【 0 0 5 8 】

このように、ディスク 3 3 を介して引き出しに作用するスプリング力は、ナット、特に刻み付きナット 3 6 を調整することにより簡単な方法で調整できまたは事前設定できる。

【 0 0 5 9 】

図 1 2 および図 1 3 から明らかなように、ネジが切られたピンの端部をスライドレール 1 に溶接せずに、それを、軸方向に差し込み可能で且つウェブにより形成される窓ウェブ開口 3 7 に挿通するとともに、必要に応じてこの形態を圧縮することも考えられる。

【 0 0 6 0 】

図 1 5 は、ウェブ 3 2 またはナット 3 6 に支持されるコイルスプリングがキャッチフック 3 と引き出し 2 の引き出し後壁との間でどのように作用するのかを示している。図 1 5 の (a) は調整不可能な変形例を示し、図 1 5 の (b) は長さ補償を有するキャッチフックの調整可能な変形例を示している。

30

【 0 0 6 1 】

このように、「キャッチフック 3 と引き出し後壁との間のスプリング作用」のオプションと「安定性を高めるための別個のキャッチフック 3 」のオプションとを特に簡単な方法で互いに組み合わせることができる。

【 0 0 6 2 】

しかしながら、これらの 2 つの発明のうち的一方だけを設けることも考えられる。すなわち、キャッチフック 3 がスライドレール 1 自体の材料から曲げられる (図示せず) 場合にはスプリング要素を使用することもでき、また、スライドレールとは別個に製造される別個のキャッチフック要素 3 をスプリング要素を伴うことなく使用することもできる。これらの 2 つの手段の効果を互いに組み合わせることが特に有益である。

40

【 0 0 6 3 】

図 1 6 ~ 1 9 および図 2 1 によれば、スライドレールの材料から直接にキャッチフック 3 を製造する / 曲げることがなされる。

【 0 0 6 4 】

この目的のため、ウェブ状部が接触側 5 の領域でスライドレール 1 の材料からカットされてキャッチフック 3 の形態で屈曲され、それにより、長手方向スロットから離れて面す

50

る接触側 5 の外側で L 形状のキャッチフックがスライドレールの材料から突出する。キャッチフック 3 のこの形成はそれ自体知られている。

【 0 0 6 5 】

強度作用を最適化するため、スライドレール 1 の材料からなるウェブがキャッチフック 3 の側部に更に残され、このウェブは、支持脚部 3 8 として作用するとともに、フック領域から離れて面する方向に延びる。

【 0 0 6 6 】

図 1 6 ~ 1 9 の典型的な実施形態はそれぞれ、補強要素がスライドレールの材料から直接に曲げられるという特徴を共有する。

【 0 0 6 7 】

図 1 6 によれば、この補強要素が単一の支持脚部 3 8 である。一方、図 1 7 によれば、L 形状のフック要素の脚部 1 2 の側方に隣接する 2 つの支持脚部 3 8 をスライドレールの材料から自由にスタンピング加工してそれらを自由に曲げ、それにより、支持作用を更に高めて C - キャッチフック 3 を安定させることがなされる。

【 0 0 6 8 】

図 1 8 および図 1 9 の典型的な実施形態によれば、フック領域 8 の脚部 1 2 の側部に側方から隣接する支持脚部 3 8 を有さず、脚部から直接に支持脚部 3 8 を自由にカットし、例えば、脚部 1 2 の領域で 2 つの平行なカットを使用して、脚部 1 2 の端部を超えて接触側 5 へと延びる支持脚部 / 支持ウェブ 3 9 が形成され、支持脚部は、接触側 5 に対して 9 5 ° 未満の鋭角をなして形成されており、脚部と平行に立たないが、自由領域 8 のフック端部から離れて面する側で斜めに脚部を支持する。

【 0 0 6 9 】

フック領域 8 の自由端の領域に至るまで延びてもよいエンボス加工された外形部 4 0、4 1 により簡単な方法でこの支持脚部 3 9 の支持作用を高めることができる。

【 0 0 7 0 】

図 2 1 に示される典型的な実施形態によれば、支持脚部 3 9 の形成の代わりに、エンボス加工された外形部（以下「エンボス外形部」）4 0 が、キャッチフック 3 のベースへ至るまで更なるエンボス外形部 4 2、4 3 によって延在される。エンボス外形部 4 3 は、支持作用を強化するために、キャッチフック 3 の上側領域のエンボス外形部 4 0 よりも幾分幅広く形成されるのが好ましい。エンボス外形部 4 2 はエンボス外形部 4 0 をエンボス外形部 4 3 に接続し、エンボス外形部 4 2 の幅は、エンボス外形部 4 3 へ向けて面するその前側がエンボス外形部 4 3 の幅に対応しており、エンボス外形部 4 0 の方向でエンボス外形部 4 0 の幅へと連続的に先細る。キャッチフック 3 は、自由にスタンピング加工されて、スライドレール 1 の材料から自由に曲げられる。

【 0 0 7 1 】

図 1 6 ~ 1 9 および図 2 1 の典型的な実施形態は、それらを特に費用効率高く実施できるが、それにもかかわらず、支持要素または支持脚部を伴わないキャッチフックに対して高い強度を有するという特徴を共有する。

【 0 0 7 2 】

図 2 0 の (a) ~ (c) は、バヨネットロックの原理にしたがって、すなわち、ここではスライドレール 1 のさらに様々な位置で回転動作を固定することにより、固定され得るキャッチフック 3 を示している。

【 符号の説明 】

【 0 0 7 3 】

- 1 スライドレール
- 2 引き出し
- 3 キャッチフック
- 4 長手方向スロット
- 5 接触側
- 6 開口

10

20

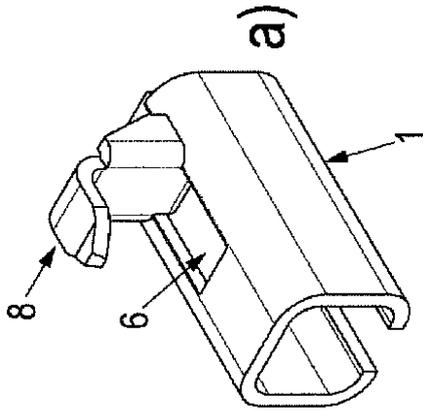
30

40

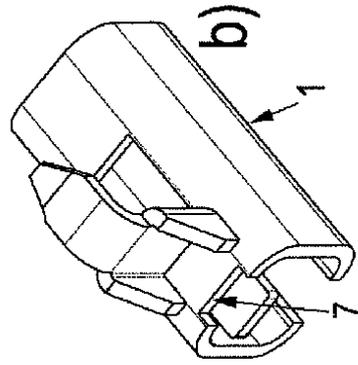
50

7	凹部	
8	フック領域	
9	脚部	
10、11	支持脚部	
12	脚部	
13	端部	
14、15	突起	
16	突起	
17	固定脚部	
18	スロット	10
19	自由端	
20	クリンチ接続部	
21	接触脚部	
22	開口	
23	締結リベット	
24	外形部	
25、26	ウェブ	
27	ワイヤスプリング	
28	弓形領域	
29、30	スプリング脚部	20
31	リーフスプリング	
34	コイルスプリング	
32	ストッパピン	
33	ディスク	
34	コイルスプリング	
35	ネジ部	
36	刻み付きナット	
37	窓ウェブ開口	
38、39	支持脚部	
40、41	エンボス加工された外形部	30

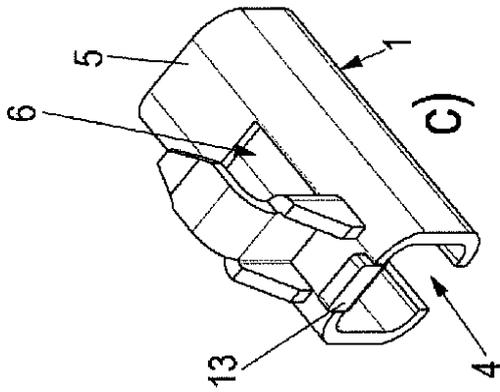
【図 1 a)】



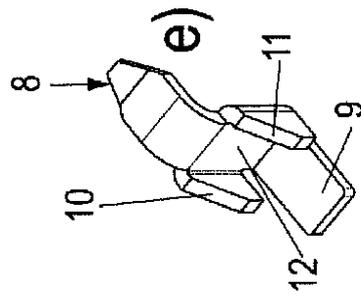
【図 1 b)】



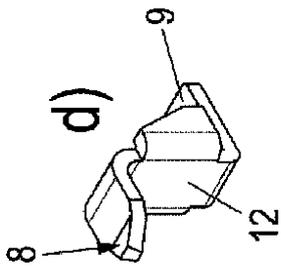
【図 1 c)】



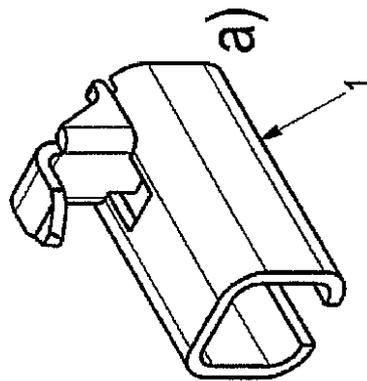
【図 1 e)】



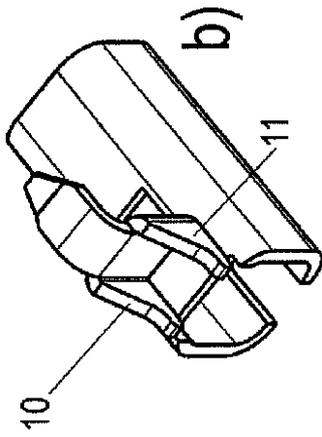
【図 1 d)】



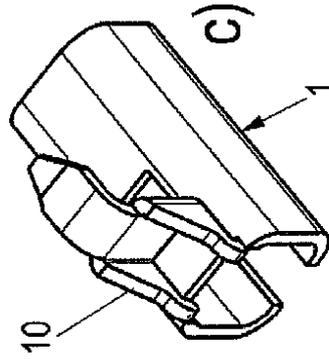
【図 2 a)】



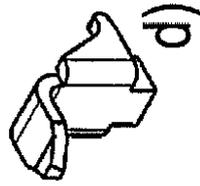
【図 2 b)】



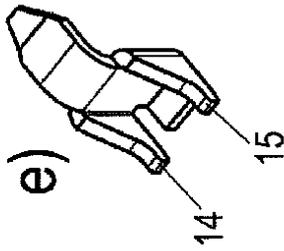
【図 2 c)】



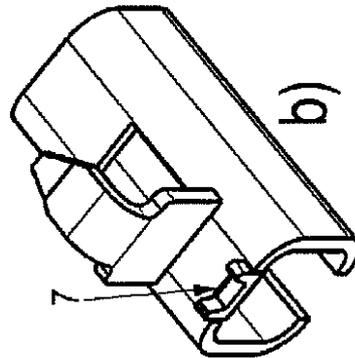
【図 2 d)】



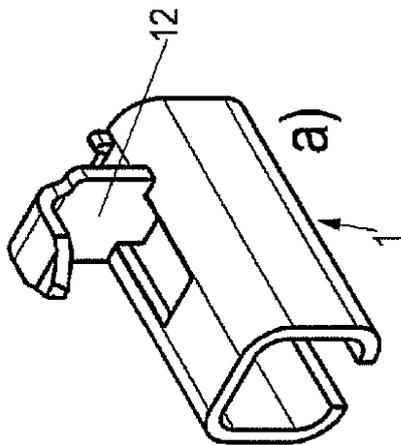
【図 2 e)】



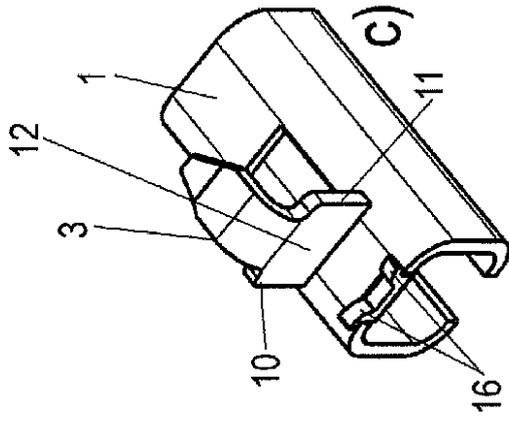
【図 3 b)】



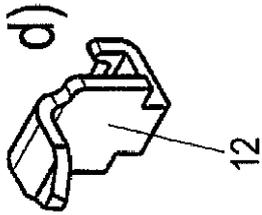
【図 3 a)】



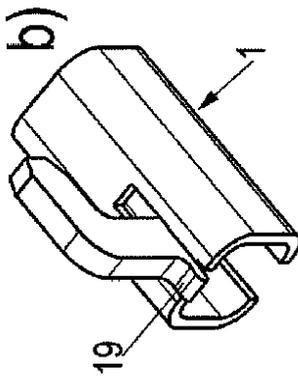
【図 3 c)】



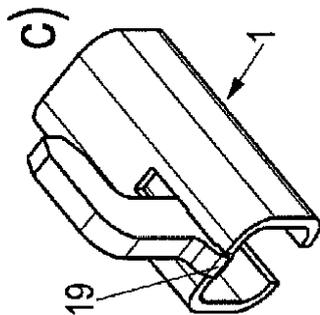
【図 3 d)】



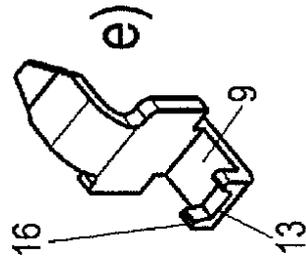
【図 4 b)】



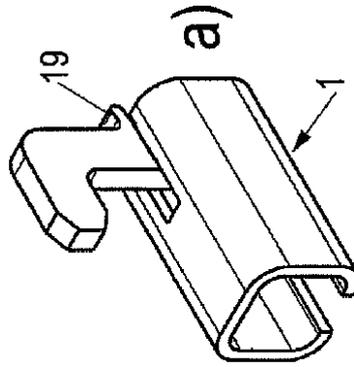
【図 4 c)】



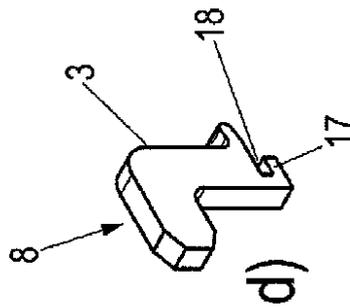
【図 3 e)】



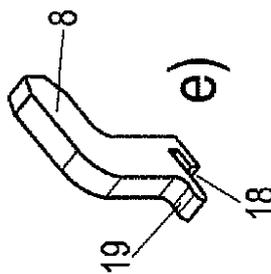
【図 4 a)】



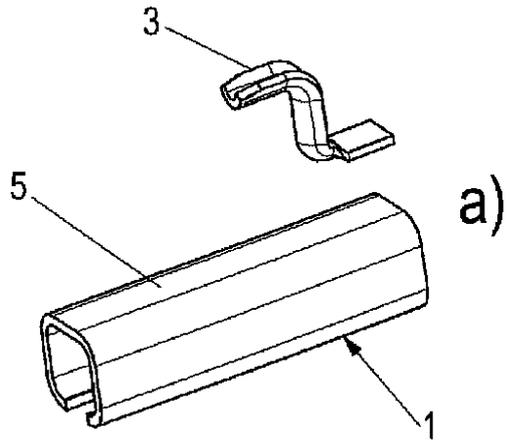
【図 4 d)】



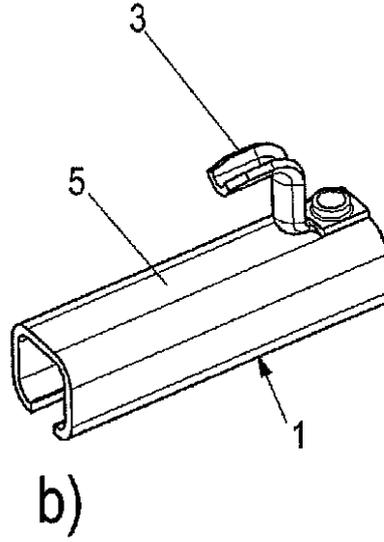
【図 4 e)】



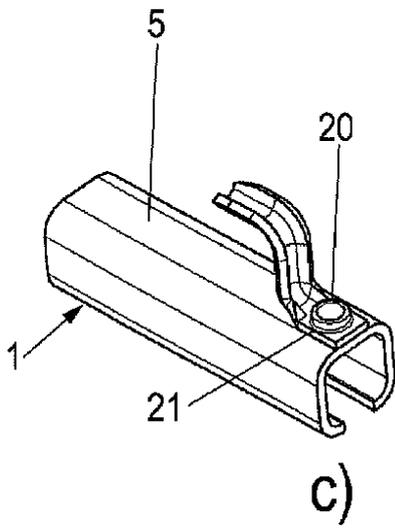
【 図 5 a) 】



【 図 5 b) 】



【 図 5 c) 】



【 図 6 】

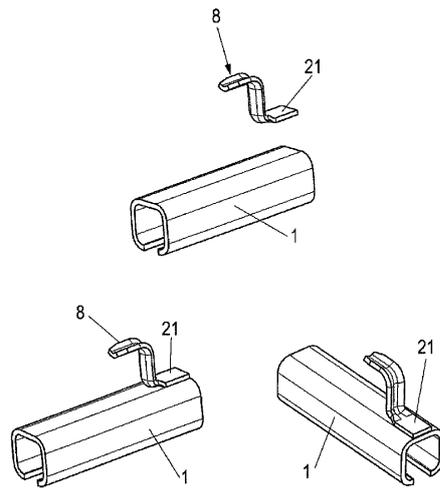


Fig. 6

【 図 7 】

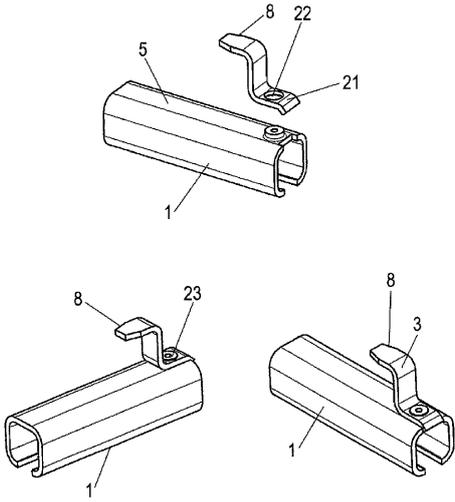
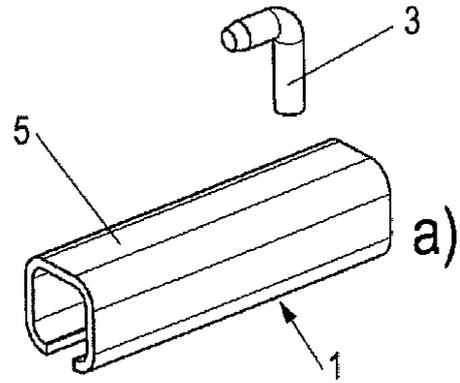
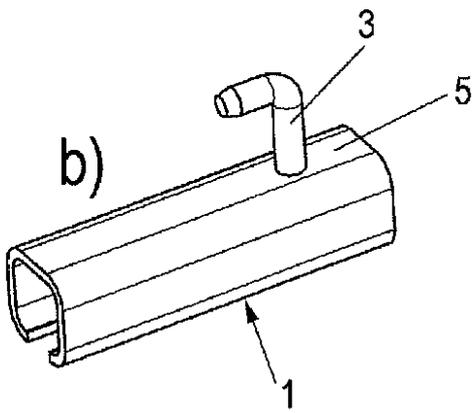


Fig. 7

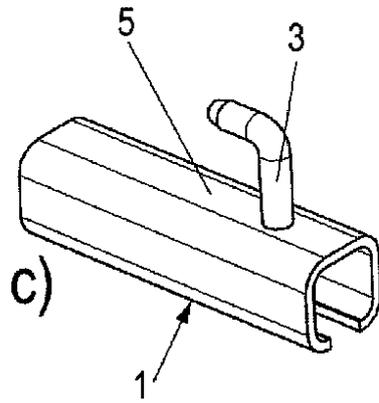
【 図 8 a) 】



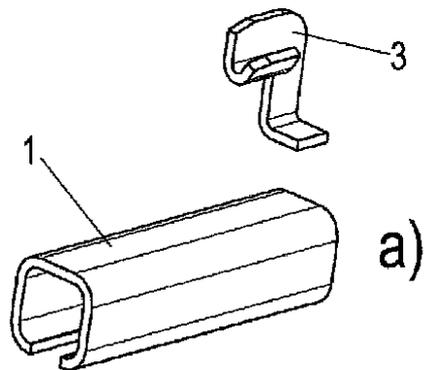
【 図 8 b) 】



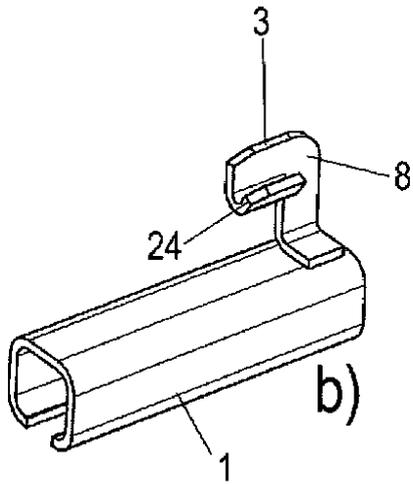
【 図 8 c) 】



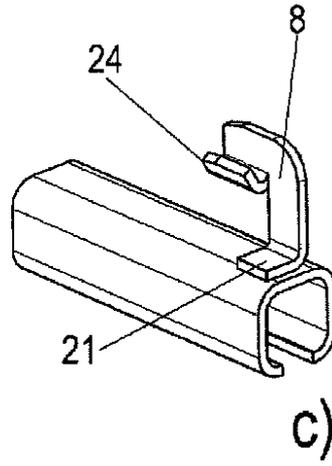
【 図 9 a) 】



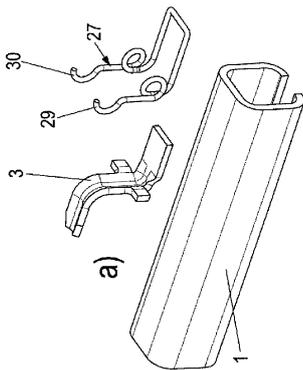
【図9b)】



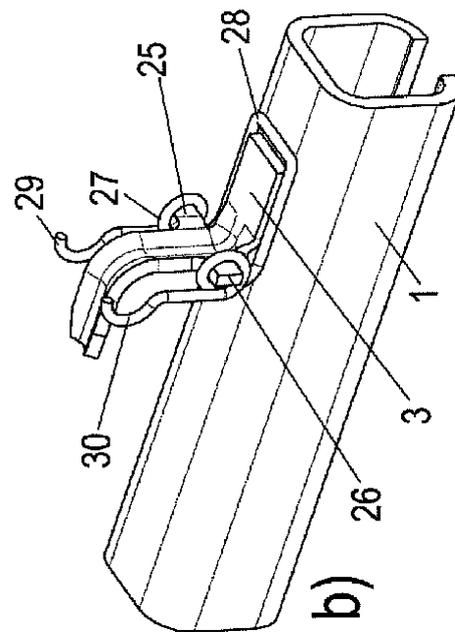
【図9c)】



【図10a)】



【図10b)】



【 図 1 1 】

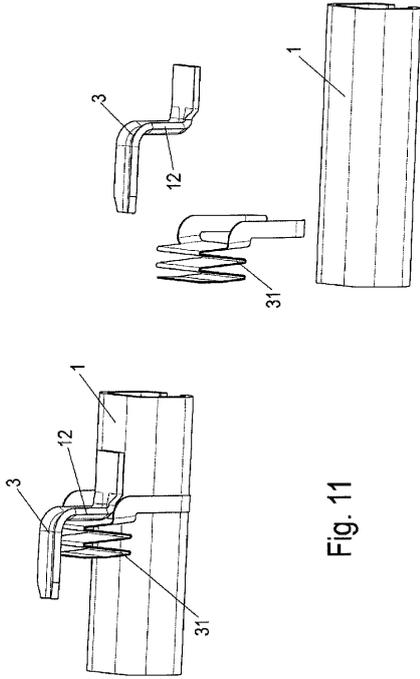
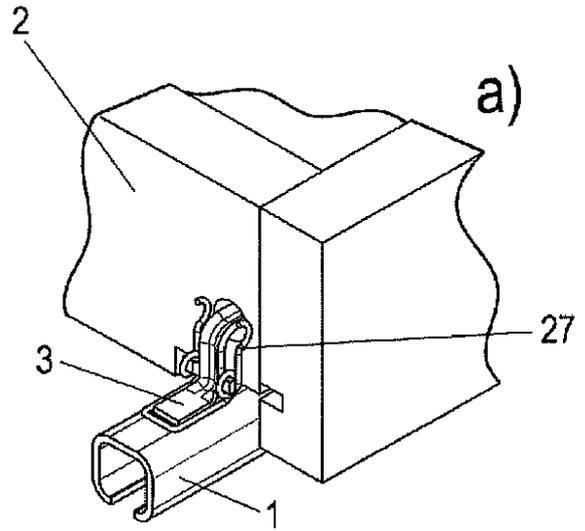
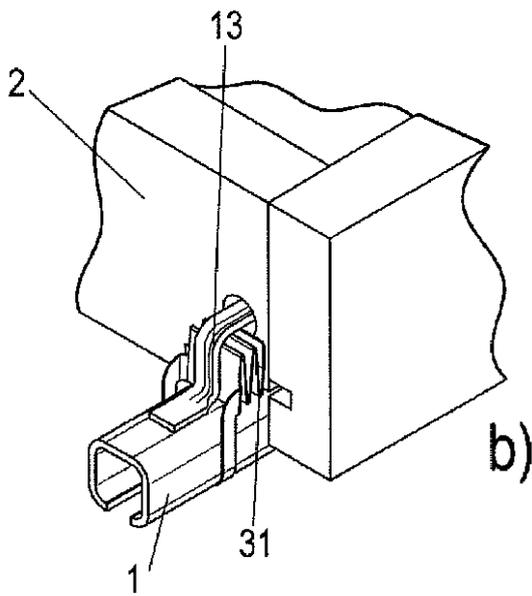


Fig. 11

【 図 1 2 a) 】



【 図 1 2 b) 】



【 図 1 3 】

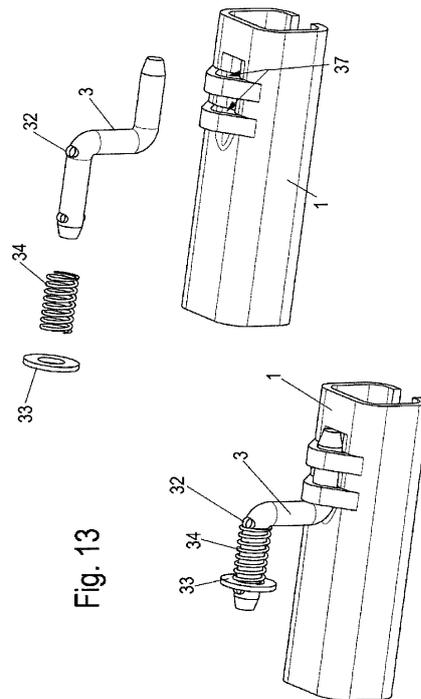
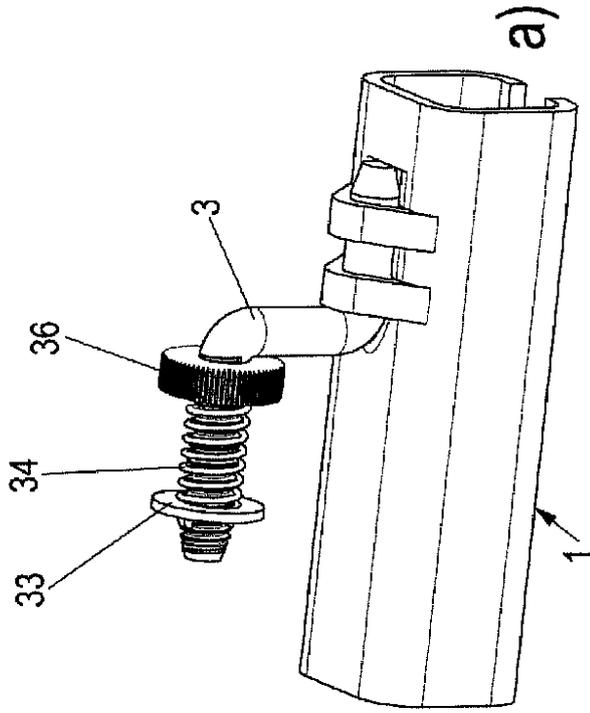
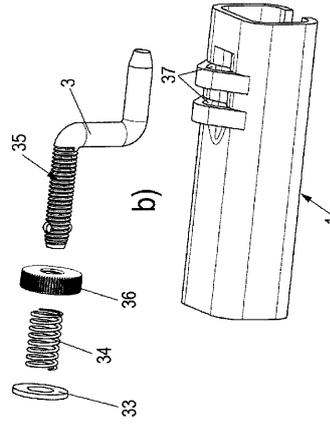


Fig. 13

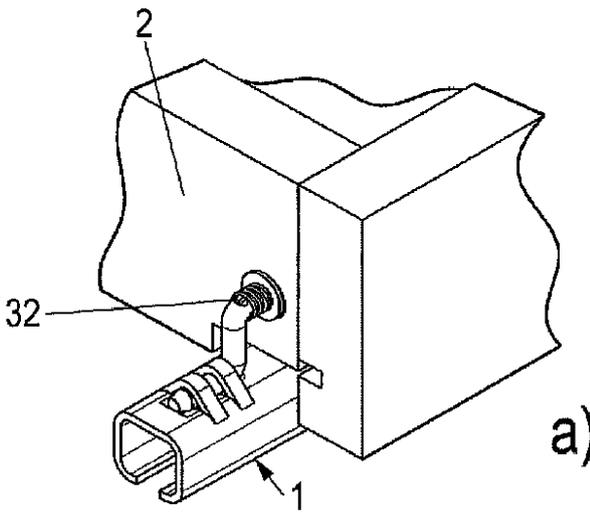
【図14a)】



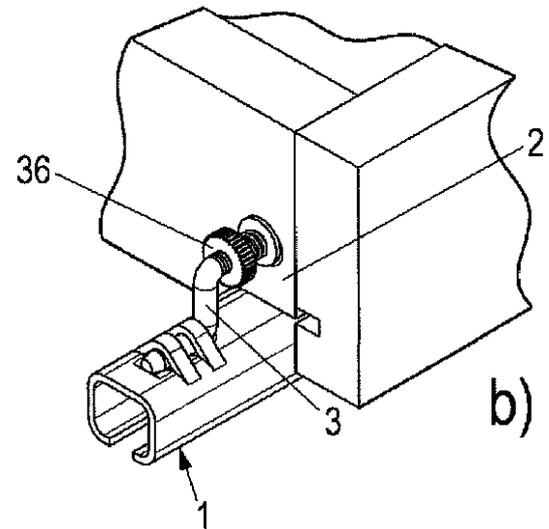
【図14b)】



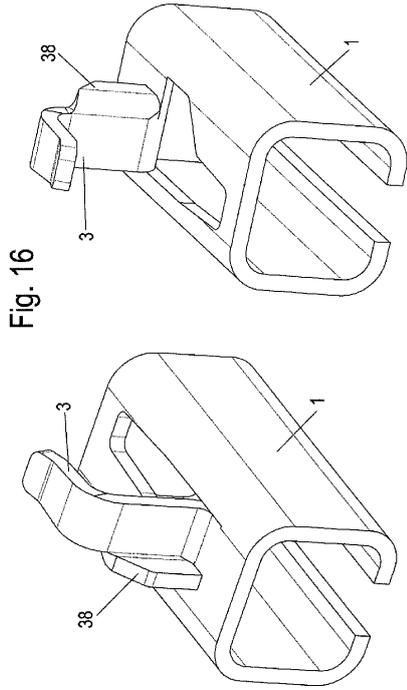
【図15a)】



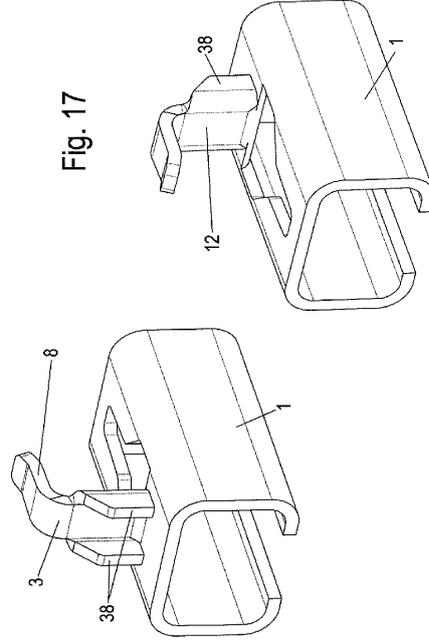
【図15b)】



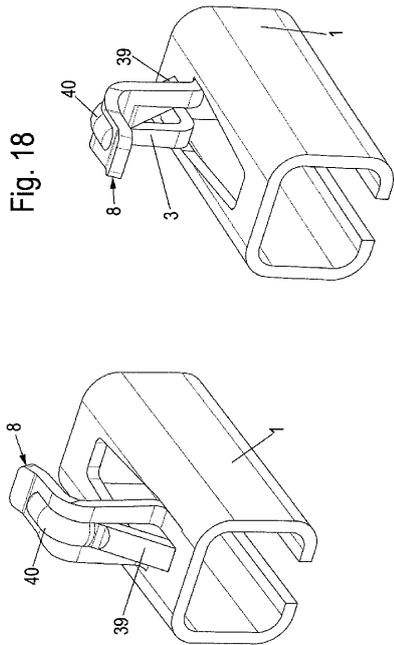
【 図 1 6 】



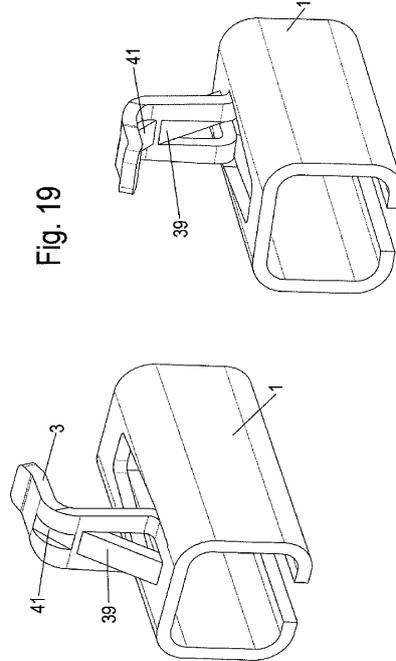
【 図 1 7 】



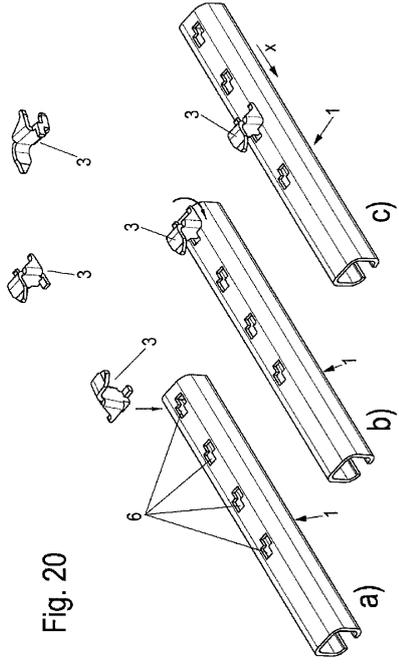
【 図 1 8 】



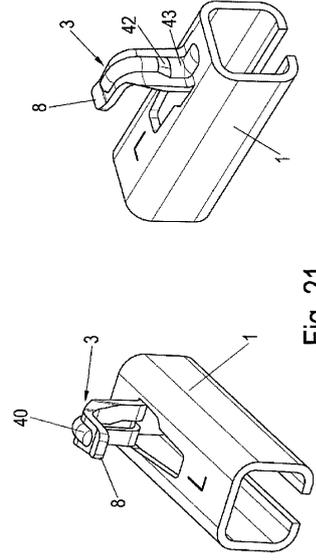
【 図 1 9 】



【 図 2 0 】



【 図 2 1 】



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/EP2009/059313

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.:
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:
2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:
3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

see supplemental sheet

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:
- 1-3, 5-18, 20, 22-29

- Remark on Protest
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/EP2009/059313

The International Searching Authority has found that the international application contains multiple (groups of) inventions, as follows:

1. Claims 1-3, 5-18, 20, 22-29

Pull-out guide with a catch hook, the catch hook being made of a material different from that of the slide rail.

1.1. Claim 21

Pull-out guide with a catch hook, at least one stabilization element and/or at least one support element for supporting the catch hook on the slide rail being associated to the catch hook.

2. Claim 4

Pull-out guide with a catch hook, an elastically compressible element or a spring element being configured between the catch hook and the slide rail.

3. Claim 19

Pull-out guide with a catch hook, the catch hook being secured by a rotational movement - in particular a bajonet catch - to the slide rail.

4. Claim 30

Pull-out guide with a catch hook, wherein several means - in particular windows - which are disposed offset with respect to one another in the main direction of the slide rail are provided on the slide rail for securing the separate catch hook.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Information on patent family members

International application No
PCT/EP2009/059313

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date
EP 1147725	A	24-10-2001	AT 409067 B 27-05-2002 CN 1310974 A 05-09-2001 DE 50100449 D1 11-09-2003 ES 2202231 T3 01-04-2004 JP 2001258666 A 25-09-2001 US 2001019235 A1 06-09-2001
DE 29613357	U1	04-12-1997	US 5779333 A 14-07-1998
DE 3641325	A1	16-06-1988	IT 1211550 B 03-11-1989 US 4778230 A 18-10-1988

INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT		Internationales Aktenzeichen PCT/EP2009/059313
A. KLASSIFIZIERUNG DES ANMELDUNGSGEGENSTANDES INV. A47B88/04		
Nach der Internationalen Patentklassifikation (IPC) oder nach der nationalen Klassifikation und der IPC		
B. RESEARCHIERTE GEBIETE		
Recherchiertes Mindestprüfstoff (Klassifikationssystem und Klassifikationssymbole) A47B E05B		
Recherchierte, aber nicht zum Mindestprüfstoff gehörende Veröffentlichungen, soweit diese unter die recherchierten Gebiete fallen		
Während der internationalen Recherche konsultierte elektronische Datenbank (Name der Datenbank und evtl. verwendete Suchbegriffe) EPO-Internal, WPI Data		
C. ALS WESENTLICH ANGESEHENE UNTERLAGEN		
Kategorie*	Bezeichnung der Veröffentlichung, soweit erforderlich unter Angabe der in Betracht kommenden Teile	Betr. Anspruch Nr.
X	EP 1.147.725 A (BLUM GMBH JULIUS [AT]) 24. Oktober 2001 (2001-10-24) in der Anmeldung erwähnt Abbildungen 1-9	21
A	----- DE 296 13 357 U1 (LAUTENSCHLAEGER MEPLA WERKE [DE]) 4. Dezember 1997 (1997-12-04) Abbildung 1	1-3, 5-18, 20, 22-29
A	----- DE 36 41 325 A1 (LAUTENSCHLAEGER KG KARL [DE]) 16. Juni 1988 (1988-06-16) in der Anmeldung erwähnt Abbildungen 1-7	1-3, 5-18, 20, 22-29
<input type="checkbox"/> Weitere Veröffentlichungen sind der Fortsetzung von Feld C zu entnehmen <input checked="" type="checkbox"/> Siehe Anhang Patentfamilie		
* Besondere Kategorien von angegebenen Veröffentlichungen : *A* Veröffentlichung, die den allgemeinen Stand der Technik definiert, aber nicht als besonders bedeutsam anzusehen ist *E* älteres Dokument, das jedoch erst am oder nach dem internationalen Anmeldedatum veröffentlicht worden ist *L* Veröffentlichung, die geeignet ist, einen Prioritätsanspruch zweifelhaft erscheinen zu lassen, oder durch die das Veröffentlichungsdatum einer anderen im Recherchenbericht genannten Veröffentlichung belegt werden soll oder die aus einem anderen besonderen Grund angegeben ist (wie ausgeführt) *O* Veröffentlichung, die sich auf eine mündliche Offenbarung, eine Benutzung, eine Ausstellung oder andere Maßnahmen bezieht *P* Veröffentlichung, die vor dem internationalen Anmeldedatum, aber nach dem beanspruchten Prioritätsdatum veröffentlicht worden ist *T* Spätere Veröffentlichung, die nach dem internationalen Anmeldedatum oder dem Prioritätsdatum veröffentlicht worden ist und mit der Anmeldung nicht kollidiert, sondern nur zum Verständnis des der Erfindung zugrundeliegenden Prinzips oder der ihr zugrundeliegenden Theorie angegeben ist *X* Veröffentlichung von besonderer Bedeutung; die beanspruchte Erfindung kann allein aufgrund dieser Veröffentlichung nicht als neu oder auf erfinderischer Tätigkeit beruhend betrachtet werden *Y* Veröffentlichung von besonderer Bedeutung; die beanspruchte Erfindung kann nicht als auf erfinderischer Tätigkeit beruhend betrachtet werden, wenn die Veröffentlichung mit einer oder mehreren anderen Veröffentlichungen dieser Kategorie in Verbindung gebracht wird und diese Verbindung für einen Fachmann naheliegend ist *&* Veröffentlichung, die Mitglied derselben Patentfamilie ist		
Datum des Abschlusses der internationalen Recherche		Absenddatum des internationalen Recherchenberichts
3. November 2009		03/02/2010
Name und Postanschrift der internationalen Recherchenbehörde Europäisches Patentamt, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax: (+31-70) 340-3016		Bevollmächtigter Bediensteter Vehrer, Zsolt

INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHTInternationales Aktenzeichen
PCT/EP2009/059313**Feld Nr. II Bemerkungen zu den Ansprüchen, die sich als nicht recherchierbar erwiesen haben (Fortsetzung von Punkt 2 auf Blatt 1)**

Gemäß Artikel 17(2)a) wurde aus folgenden Gründen für bestimmte Ansprüche kein Internationaler Recherchenbericht erstellt:

1. Ansprüche Nr. _____
weil sie sich auf Gegenstände beziehen, zu deren Recherche diese Behörde nicht verpflichtet ist, nämlich

2. Ansprüche Nr. _____
weil sie sich auf Teile der internationalen Anmeldung beziehen, die den vorgeschriebenen Anforderungen so wenig entsprechen, dass eine sinnvolle internationale Recherche nicht durchgeführt werden kann, nämlich

3. Ansprüche Nr. _____
weil es sich dabei um abhängige Ansprüche handelt, die nicht entsprechend Satz 2 und 3 der Regel 6.4 a) abgefasst sind.

Feld Nr. III Bemerkungen bei mangelnder Einheitlichkeit der Erfindung (Fortsetzung von Punkt 3 auf Blatt 1)

Diese Internationale Recherchenbehörde hat festgestellt, dass diese Internationale Anmeldung mehrere Erfindungen enthält:

siehe Zusatzblatt

1. Da der Anmelder alle erforderlichen zusätzlichen Recherchegebühren rechtzeitig entrichtet hat, erstreckt sich dieser Internationale Recherchenbericht auf alle recherchierbaren Ansprüche.

2. Da für alle recherchierbaren Ansprüche die Recherche ohne einen Arbeitsaufwand durchgeführt werden konnte, der zusätzliche Recherchegebühr gerechtfertigt hätte, hat die Behörde nicht zur Zahlung solcher Gebühren aufgefordert.

3. Da der Anmelder nur einige der erforderlichen zusätzlichen Recherchegebühren rechtzeitig entrichtet hat, erstreckt sich dieser internationale Recherchenbericht nur auf die Ansprüche, für die Gebühren entrichtet worden sind, nämlich auf die Ansprüche Nr. _____

4. Der Anmelder hat die erforderlichen zusätzlichen Recherchegebühren nicht rechtzeitig entrichtet. Dieser internationale Recherchenbericht beschränkt sich daher auf die in den Ansprüchen zuerst erwähnte Erfindung; diese ist in folgenden Ansprüchen erfasst:
1-3, 5-18, 20, 22-29

Bemerkungen hinsichtlich eines Widerspruchs

- Der Anmelder hat die zusätzlichen Recherchegebühren unter Widerspruch entrichtet und die gegebenenfalls erforderliche Widerspruchsgebühr gezahlt.
- Die zusätzlichen Recherchegebühren wurden vom Anmelder unter Widerspruch gezahlt, jedoch wurde die entsprechende Widerspruchsgebühr nicht innerhalb der in der Aufforderung angegebenen Frist entrichtet.
- Die Zahlung der zusätzlichen Recherchegebühren erfolgte ohne Widerspruch.

Internationales Aktenzeichen PCT/EP2009 /059313

WEITERE ANGABEN

PCT/ISA/ 210

Die internationale Recherchenbehörde hat festgestellt, dass diese internationale Anmeldung mehrere (Gruppen von) Erfindungen enthält, nämlich:

1. Ansprüche: 1-3,5-18,20,22-29

Ausziehführung mit einem Fanghaken, wobei der Fanghaken aus einem anderen Material als die Laufschiene besteht.

1.1. Anspruch: 21

Ausziehführung mit einem Fanghaken wobei dem Fanghaken wenigstens ein Stabilisierungselement und/oder wenigstens ein Stützelement zum Abstützen des Fanghakens an der Laufschiene zugeordnet ist.

2. Anspruch: 4

Ausziehführung mit einem Fanghaken, wobei zwischen dem Fanghaken und der Laufschiene ein elastisch kompressibles Element oder ein Federelement ausgebildet ist.

3. Anspruch: 19

Ausziehführung mit einem Fanghaken wobei der Fanghaken durch eine Drehbewegung - insbesondere einen Bajonettverschluss - an der Laufschiene festgelegt ist.

4. Anspruch: 30

Ausziehführung mit einem Fanghaken wobei an der Laufschiene mehrere in der Hauptstreckungsrichtung der Laufschiene zueinander versetzte Mittel - insbesondere Fenster - zur Festlegung des separaten Fanghakens vorgesehen sind.

INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT

Angaben zu Veröffentlichungen, die zur selben Patentfamilie gehören

Internationales Aktenzeichen

PCT/EP2009/059313

Im Recherchenbericht angeführtes Patentdokument	Datum der Veröffentlichung	Mitglied(er) der Patentfamilie	Datum der Veröffentlichung
EP 1147725	A	24-10-2001	AT 409067 B 27-05-2002
			CN 1310974 A 05-09-2001
			DE 50100449 D1 11-09-2003
			ES 2202231 T3 01-04-2004
			JP 2001258666 A 25-09-2001
			US 2001019235 A1 06-09-2001
DE 29613357	U1	04-12-1997	US 5779333 A 14-07-1998
DE 3641325	A1	16-06-1988	IT 1211550 B 03-11-1989
			US 4778230 A 18-10-1988

 フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW

- (72)発明者 レデッカー, デトレフ
ドイツ, 32049 ヘルフォルト, ダマシュケシュトラーセ 43
- (72)発明者 ヴァイヒェルト, レイナー
ドイツ, 32278 キルヒレンガーン, ナヒチガーレンヴェーク 9
- (72)発明者 ホフマン, アンドレアス
ドイツ, 32257 ビュンデ, リュベッカー シュトラーセ 350
- (72)発明者 イェーケル, シュテフェン
ドイツ, 32120 ヒデンハウゼン, アルター ポストヴェーク 13
- (72)発明者 ブッシュマイヤー, ダニエル
ドイツ, 49086 オスナブリュック, ストラベルクスカンブ 2
- Fターム(参考) 3B060 ND01 NF01